

新型コロナウイルス関連情報（4月2日）

【領事窓口の業務日及び受付時間の変更について】

在ニューヨーク日本国総領事館では、3月31日（火）より当面の間、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を更に短縮しています。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10:30 - 13:00（査証申請受付：12:00 - 13:00）

3 電話受付

月曜日 - 金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-

371-8222)

【医療関係情報】

CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

【州政府等による措置等のポイント】

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ

・本4月2日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 感染拡大のピークについてはモデルによって7日間から30日間と幅があるが、これは他者と距離を取ることがどこまで徹底されるかによる。収束時期は夏頃になる見込み。
- 医療器具、特に人工呼吸器の確保が重要である。不要不急な手術を控えるなどで確保を

急いでいるが、今のままのペースでは後 6 日間で人工呼吸器が底をつく。

- 医療保険等を提供する New York Health Exchange の申込について、当初 4 月 1 5 日までとしていたが 5 月 1 5 日まで延長する。

◎ (NY 市) デブラシオ市長のメッセージ

・昨 4 月 1 日にデブラシオ NY 市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 5 月 1 日までに、ICU のために 2 0 0 0 0 床、医療用のために 6 5 0 0 0 床のベッドが必要となる。また、1 5 0 0 0 台の人工呼吸器が必要となる。

◎ (NJ 州) 子供向け授業番組について

・本 4 月 2 日、マーフィー NJ 州知事は会見にて、学校閉鎖に伴い、4 月 6 日から、NJTV にて、NJ の教員による Grade3 - Grade6 の子供を対象とした授業番組の放送が開始される旨、発表しました。詳細は下記リンクをご確認ください。

<https://www.nj.gov/education/news/2020/Garden%20State%20Teachers%20to%20Give%20Lessons%20on%20New%20Jersey%20Public%20Television.pdf>

◎ (DE 州) 州政府からの協力依頼について

・本 4 月 2 日、カーニー知事は、州民及び州内の事業者や非営利団体に、コロナウイルス対策のための協力を改めて呼びかけました。州はオンラインで除菌ジェル、除菌ワイプ、ゴム手袋、防護服、N95 マスク、防護マスク又はゴーグル、不浸透性ガウンを提供できる事業者、個人への協力を呼びかけています。詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/04/01/governor-carney-restricts-gatherings-requires-businesses-to-strictly-comply-with-social-distancing/>

◎（DE 州）ソーシャル・ディスタンス措置の強化

・昨 4 月 1 日、カーニー知事は、州民及び州内の事業者等に対して、これまでより一層、他者との距離を保つことを命じました。これにより、少なくとも 5 月 15 日まで、10 人以上で集まる冠婚葬祭の集会も禁止され、その他事業者に対しても規制の範囲が広がりました。詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/04/01/governor-carney-restricts-gatherings-requires-businesses-to-strictly-comply-with-social-distancing/>

◎現在、NY 州、NJ 州、PA 州、WV 州、DE 州、CT 州（フェアフィールド郡）全域で自宅待機令（Stay at Home Order）が有効です（但し NY 州のみ要請レベル。その他は行政命令）。つきましては、在住・滞在中の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から 6 フィート（約 1.8 メートル）離れて活動するようお願いいたします。各州の新型コロナウイルスに関する最新情報は下記サイトからご確認頂けます。

ニューヨーク州

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

ニュージャージー州

<https://covid19.nj.gov/>

ペンシルベニア州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Coronavirus.aspx>

ウェストバージニア州

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

デラウェア州

<https://coronavirus.delaware.gov/>

コネティカット州フェアフィールド郡

<https://portal.ct.gov/Coronavirus>

(注) 連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎ 中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染、予防等に関する情報】

1 4月2日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。()内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 92,381名(83,712名)、死者数 2,373名(1,941名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 51,809名(44,915名)、死者数 1,397名(1,139名)

NY市の内訳(判明分)

クイーンズ区： 16,336名(14,966名)

ブルックリン区： 12,983名(12,076名)

マンハッタン区： 7,278名(6,960名)

ブロンクス区： 9,107名(8,398名)

スタテン島区： 2,723名(2,480名)

ウエストチェスター郡： 11,567名(10,683名)

○ニュージャージー州：感染者数 25,590名(22,255名)，死者数 53
7名(355名)

○ペンシルベニア州：感染者数 7,016名(5,805名)，死者数 90
名(74名)

○デラウェア州：感染者数 393名(368名)，死者数 12名
(11名)

○ウエストバージニア州：感染者数 217名(191名)，死者数 1名
(1名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 2,132名(1,986名)，死者
数 65名(46名)

○プエルトリコ：感染者数 316名(286名)，死者数 12名

(11名)

○バージン諸島： 感染者数 30名 (30名)

2 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置，各州等 HP（ホットライン）及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。

新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

3 当館領事窓口のご利用にあたっては，感染リスクを少しでも軽減するため，体調がすぐれない方におかれましては，体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして，よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL:(212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
